

# 大分空港エコエアポート協議会規約

## (名 称)

第1条 本協議会を、大分空港エコエアポート協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 環境基本法の理念に基づき、環境に優しい空港（エコエアポート）の実現をめざし、空港管理者及び空港内事業者は、空港の活動において、環境基準を遵守するだけでなく、省資源、省エネルギー、リサイクル推進、環境の創造等、積極的に多様な環境対策に取り組むことを目的とする。

## (事 務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 各施策の達成状況の評価
- (4) エコエアポートに関する教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要な活動

## (構 成)

第4条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2. 会長は、大分空港長をもって充てる。
3. 委員は、別表に掲げる関係機関から選任されたものとする。
4. その他会長が特に必要と認めた場合は、協議会の承認を経て委員とすることができる。

## (協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が召集し開催する。

2. 協議会は、第3条に定めるもののほか、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 規約の改廃に関すること
  - (2) 協議会の運営に関すること
  - (3) その他、会長が特に必要と認めた事項に関すること
3. 協議会の議決は多数決による。
4. 会長が特に必要があると認めた場合は、委員以外の者を協議会に参加させることができる。

(部会の設置)

第6条 事務を円滑に推進するため、協議会の下に空港環境部会を設置する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、大阪航空局大分空港事務所総務課に置く。

2. 事務局は、協議会の運営を補助する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、会長が特に必要と認めた事項は、協議会の承認を経て別に定める。

(附 則)

この規約は、平成18年11月28日から施行する。

